

# 誓 約 書

平成 年 月 日

袖ヶ浦市長 出口 清 様

住所

事業者名

代表者名

印

袖ヶ浦市のふるさと納税（寄附金）事業の返礼品を取り扱うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 返礼品取扱事業者の所在地及び納税状況等、事業者に関する情報を市職員が確認することに同意します。
- 2 誓約書裏面の事業者要件に適合しないと判断された場合及び返礼品要件に適合しないと判断された場合に、返礼品取扱事業者から除外されても、何ら異議を申し立てません。
- 3 事業の実施に当たっては、市長の指示に従います。
- 4 返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整えるとともに、返礼品送付者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 5 返礼品の品質等において、事故等の問題が発生した場合には、当方が一切の責任を負います。

・事業者要件

市内に本店または事業所（工場等を含む）を有する個人又は法人等であること

特産品等の発送により市の魅力の発信に努める者であること

市税の滞納がないこと

代表者又はその役員等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

・返礼品要件

袖ヶ浦市の魅力を伝えられる特産品や施設利用券、サービスの提供などで次の要件を満たすこと。

市内において製造、加工、栽培、販売等が行われているもの又はサービスを提供するものであること。

食品衛生等に関する法令等を遵守しているものであること。

配送に十分耐えるものであり、飲食物の場合においては、原則として発送日から消費期限が5日以上あること。

ただし、上記の要件に適合しても、市が返礼品取扱事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。